

富田林市制施行70周年×  
NHK連続テレビ小説 おちよやん 発表記念

富田林市出身の大女優“大阪のお母さん”  
「浪花 千栄子」さんのエピソード大募集!

2020年(令和2年)秋から始まるNHK連続テレビ小説「おちよやん」。杉咲 花さんが演じるヒロインに富田林市(当時の南河内郡東板持村)出身の大女優、浪花 千栄子さんがモデルとなることが発表されました。

そこで、本市では、「おちよやん」を応援し、市民の皆さんとともに盛り上げていくため、皆さんがご持ちの浪花 千栄子さんのエピソード(情報)を募集します。

**募集期間** 1月7日(火)～2月29日(土)

**募集内容** 浪花 千栄子さんが富田林で過ごされた時期の様子について(富田林で生まれ育った幼少期のことや、18～19歳ごろに富田林の造り酒屋や材木屋で奉公した(自伝より)時期のことなど)

**募集受け付け** 住所、氏名、電話番号、当時のエピソードを明記し、資料などを添えて、☎584・851 1 市役所情報公開課 (FAX) (25) 9037・Eメール [seventy@city.tondabayashi.lg.jp](mailto:seventy@city.tondabayashi.lg.jp)へ

※お預かりした資料は、後日返却します。

問い合わせ 情報公開課 (内線326)

市長と語ろう!  
わがまち富田林

さまざまな活動をされている皆さんの声を、今後のまちづくりにつなげます。市政に関する建設的な意見や提案、アイデアなどを市長に直接お聴かせください。

とき 2月27日(木)、午後6時～、午後7時～(1組当たり30分)

ところ 市役所

対象者 市内在任・在勤・在学の人を含む団体またはグループ

**募集** 2組(各組、最大5人まで)

**申し込み** 1月6日(月)～27日(土)・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分)に、市役所1階情報公開課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、同課(内線181)へ(申し込み多数の場合抽選)

※申込書は市ウェブサイトを(情報公開課のページ)からダウンロードもできます。

市長コラム **東奔西走** 吉村 善美



今月号より、市長コラム「東奔西走」として、私の所感を定期的に掲載させていただきます。

あけましておめでとうございます。今年は十二支の始まりである「子」年です。未来の富田林市発展へのスタートの年にしたいと思います。

昨年5月、市民の皆様のご信任を賜り、富田林市長に就任させていただきました。「市民とともにつくる、市民が幸せになる、市民本位の市政」をめざして、市民の皆様が、本市に「生まれて良かった」「暮らして良かった」「長生きして良かった」と心から思っていただけまちづくりを進めてまいります。

まちは、「市民と行政の協働による創造物」です。今年も、皆様のご意見をお聴きし、またその活動から学び、まちと地域に対する皆様の思いをカタチにするために、頑張っています。

今年が本市が市制施行して70周年という記念すべき年となります。70周年を機に、私たち自身が本市の地域と人の魅力を再発見し、若者や子どもたちへとつなぐ、理想の未来図を描いていけるような年とするために、さまざまな企画に取り組んでいます。

昨年のラグビーワールドカップ日本大会では、日本代表チームは悲願のベスト8入りを果たし、外国籍選手を含む「チーム日本」の頑張りは、私たちに「夢と希望」を与えてくれました。

私も、「ONE TEAM」「ONE 富田林」の精神で、市職員とともに全力を尽くしてまいります。

最後になりますが、本年が皆様にとりまして良き一年となりますことを心よりお祈り申し上げますとともに、今後一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

## 1月26日は文化財防火デー

昭和24年1月26日、法隆寺の金堂で火災が発生し、壁画が焼損したことから、毎年この日を「文化財防火デー」と定め、文化財防火運動が全国的に実施されます。

市消防本部でも、大切な財産である文化財を火災や地震などの災害から守り、市民の皆さんの文化財保護と防火意識の高揚を図るため、重要文化財の消防訓練を実施します。

**とき** 1月22日(水)、午前10時30分～

**ところ** 錦織神社 (宮甲田町9の46)

**問い合わせ** 市消防本部警備救急課 ☎ (23) 1125

## 地域ぐるみで防災対策を！

●毎年1月17日は防災とボランティアの日

●1月15日～21日は防災とボランティア週間

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、災害時のボランティア活動の重要性が広く認識されたことから、「防災とボランティアの日」と「防災とボランティア週間」が定められています。

皆さんも、この機会に防災への認識と日頃の備えを確認しましょう。

**問い合わせ** 危機管理室 (内線9503)

## 防火管理者資格取得講習会

消防法の規定により、一定基準以上の建物には防火管理者を選任し、消防長に届け出るとともに、防火管理上必要な業務を実施しなければなりません。市消防本部では、この資格を付与するための講習会を実施します。

**とき** 2月13日(木)、14日(金)、午前9時～午後4時ごろ (全2回)

**ところ** 市消防本部

**定員** 80人

**受講料** 1500円

**申し込み** 1月20日(月)～24日(金)、午前9時～午後5時に、市消防本部予防課 ☎ (23) 1124へ (申し込み先着順、電話申し込み不可)

新春行事の出初め式は、明暦3年(1657年)の明暦の大火を契機として、1659年に老中稲葉伊予守正則が定火消4隊を率いて上野東照宮前で出初めをし、氣勢を上げたことが起源となつています。

当時、焦土の中にあつて苦しい復興作業に絶望的な状態にあつた江戸市民に、大きな希望を与えました。これが次第に儀式化され恒例の行事となり、今日の出初め式に受け継がれてい

ます。

市消防本部でも、はしご車や救急車、市内14消防分団の消防車両、重機隊などが参加し、「消防出初式」を実施します。

市民の皆さんもお誘い合わせの上、ぜひご覧ください。

**とき** 1月12日(日)、午前10時～(小雨決行)

**ところ** 石川河川敷川西グラウンド

**問い合わせ** 市消防本部消防総務課 ☎ (23) 1123



府下の交通死亡事故の件数は年々減少しているものの、高齢者の占める割合は全体の約半分となつています。交通事故に遭わないために、日頃から十分注意しましょう。

## 高齢者の交通事故防止

◇歩行中の事故  
道路の斜め横断は、道路を歩く距離が長くなり、事故に遭う可能性が高くなつて大変危険です。

道路を横断するときは、信号機のある横断歩道を渡るようにし、横断する前は、必ず立ち止まって左右の安全確認をしましょう。

また、信号機のない横断歩道を横断するときは、車両の停止後、ハンドサイン(手で合図する)で安全を確かめてから渡りましょう。

◇運転中の事故  
アクセルとブレーキの踏み間違いなど「運転操作不適」による事故が近年急増しています。



運転するときには、いつも以上に安全確認をしましょう。また、道路交通法の改正や交通ルールを知るためにも交通安全講習を受講するようにし、高齢者マークの表示も検討しましょう。

ドライバーの皆さんは、高齢者の運転に配慮するとともに、自転車乗車中や歩いている高齢者を見つけたら、減速や一時停止をするなど、高齢者に思いやりのある運転を心掛けましょう。

**問い合わせ** 富田林警察署 ☎ (25) 1234

1月10日は「110番の日」

■「事件」「事故」など緊急時は「110番」を

もし、110番するとき

に現在地が分からない場合は、近くに道路標識があれば、道路標識の柱に貼られているシールの番号(上3桁、下5桁)を警察官に伝えてください。

相談など緊急ではない通報は、警察相談専用電話 ☎ #9110 か、富田林警察署 ☎ (25) 1234へ。

■いたずら110番は犯罪です

本当に困っている人たちのために、いたずら110番はやめましょう。

**問い合わせ** 富田林警察署

○印は業務日

施設名など	とき	26 (木)	27 (金)	28 (土)	29 (日)	30 (月)	31 (火)	1 (祝)	2 (木)	3 (金)	4 (土)	5 (日)	6 (月)
市役所・金剛連絡所		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
市役所日曜窓口		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
休日急病診療 ※1		-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-
済生会富田林病院（外来診療）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
保健センター		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
水道お客様センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民総合体育館・青少年スポーツホール		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
総合スポーツ公園		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
図書館（中央・金剛）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
人権文化センター・児童館		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
Top Pic（きらめき創造館）※2		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
すばるホール		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
レインボーホール（市民会館）※3		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民公益活動支援センター		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
総合福祉会館（社会福祉協議会）※4		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
かがりの郷 ※5		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
けあばる ※6		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
農業公園サバーファーム		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
にこにこ市場		○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○
旧杉山家住宅・じないまち交流館・旧田中家住宅		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レインボーバスの運行		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
富田林斎場		○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
富田林霊園管理事務所 ※7		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
自転車等保管所（撤去自転車など）		○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
きらめきファクトリー		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○

# 年末年始の 業務案内

※市役所の業務は、  
年末が12月27日(金)まで、  
年始は1月6日(月)からです。

※1 内科・歯科は休日診療所、小児科（中学生まで）は済生会富田林病院で診察しています。受付時間などは、17ページをご覧ください。

※2 12月29日(日)～31日(火)、令和2年1月2日(木)、3日(金)は自習室のみ午前9時から午後5時まで利用できます。

※3 12月28日(土)は浴場の利用はできません。

※4 12月26日(木)～28日(土)、令和2年1月4日(土)は浴場の利用はできません。

※5 12月28日(土)、令和2年1月4日(土)、6日(月)は浴場の利用はできません。

※6 介護老人保健施設は12月29日(日)～令和2年1月3日(金)は面会できますが、入所相談や支払いなどの受け付けはできません。また、プールは1月4日(土)～31日(金)は利用できません。

※7 12月29日(日)～令和2年1月3日(金)も終日墓参りはできます。

## 本人通知制度を実施しています

同制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対して、交付した事実を通知する制度です。これにより住民票の写しなどの不正請求の早期発見や抑制につながるものが期待できます。※同制度は、代理人や第三者が住民票の写しなどを取得できないようにする制度ではありません。登録できる人 本市の住民基本台帳に記録されている人、または戸籍に記載される人、

ている人  
登録期間 無期限  
※一部、更新が必要な場合があります。  
登録方法 運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参し、市民窓口へ（代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です）  
通知内容 住民票の写しなどの種別、交付日、交付枚数（代理人に交付した場合）、代理人の住所、氏名  
問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

### コンビニ交付サービスが休止します

住民票の写しや印鑑登録証明書、市・府民税証明書（現年度分）の発行ができるマイナンバーカードを利用した同サービスが、下記のとおり休止しますので、ご注意ください。

**休止日** 12月29日～令和2年1月3日(金)、1月9日(木)（午前6時30分～8時）

**問い合わせ** 市民窓口課（内線131）、政策推進課（内線511）

### マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

**とき** 1月5日(日)、2月2日(日)、午前9時～正午

**ところ** 市役所地下会議室（日曜窓口コーナー）

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 市民窓口課（内線131、132）

### 年末年始のごみ収集日

※下表にない収集地域は通常の日程で収集します。  
 ※下表中の空欄になっているゴミの収集については通常の日程で収集します。

燃えるごみ	1月4日(土)より通常の日程で収集します。 ※1月1日(祝)～3日(金)は休み。 ◎月・木曜日の収集地域は、年末は12月30日(月)まで、年始は1月6日(月)から ◎火・金曜日の収集地域は、年末は12月31日(火)まで、年始は1月7日(火)から ◎水・土曜日の収集地域は、年末は12月28日(土)まで、年始は1月4日(土)から					
粗大ごみ	1月6日(月)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～3日(金)の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。					
資源ごみ カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、牛乳パックなど	1月6日(月)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～3日(金)の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。 ※収集日程の変更により、次の週も同じ資源ごみの収集がある場合があります。					
収集地域	粗大ごみ	カン・ビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	牛乳パックなど	
ア・カ行	青葉丘、加太、五軒家		1/2(木)→1/9(木)	1/2(木)→1/9(木)		
	旭ヶ丘町、粟ヶ池町、川面町、喜志町、喜志新家町、木戸山町	1/1(祝)→12/28(土)	1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)		
	梅の里、喜志(大字)	1/1(祝)→12/28(土)			1/3(金)→1/10(金)	
	嬉、彼方	1/3(金)→12/30(月)				
	かがり台、北大伴町、楠町				1/3(金)→12/31(火)	1/3(金)→1/10(金)
	甘南備、久野喜台		1/1(祝)→1/8(水)	1/1(祝)→1/8(水)		
	甲田	1/1(祝)→12/28(土)				
	小金台				1/1(祝)→12/28(土)	1/1(祝)→1/8(水)
	金剛錦織台、金剛伏山台				1/2(木)→12/30(月)	1/2(木)→1/9(木)
	サ・タ行	西条町、桜井町、通法寺町	1/1(祝)→12/28(土)	1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)	
桜ヶ丘町、新家一丁目		1/1(祝)→12/28(土)				
佐備、寺池台一丁目			1/1(祝)→1/8(水)	1/1(祝)→1/8(水)		
新青葉丘町			1/2(木)→1/9(木)	1/2(木)→1/9(木)		
新堂(PL、平和台以外)					1/3(金)→1/10(金)	
新堂(PLのみ)					1/3(金)→12/31(火)	
新堂(平和台のみ)			1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)		
須賀					1/2(木)→12/30(月)	1/2(木)→1/9(木)
高辺台一・二丁目、三丁目(1～29棟)					1/1(祝)→1/8(水)	
高辺台三丁目(1～29棟以外)					1/1(祝)→12/28(土)	
ナ・ハ行	廿山、寺池台二～五丁目				1/2(木)→12/30(月)	
	津々山台				1/1(祝)→12/28(土)	1/1(祝)→1/8(水)
	中野町西、錦ヶ丘町	1/1(祝)→12/28(土)				
	楠風台		1/1(祝)→1/8(水)	1/1(祝)→1/8(水)		
	錦織北・中・東・南		1/2(木)→1/9(木)	1/2(木)→1/9(木)		
	平町	1/1(祝)→12/28(土)	1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)		
	伏見堂、不動ヶ丘	1/3(金)→12/30(月)				
マ・ヤ・ラ・ウ行	伏山				1/2(木)→12/30(月)	1/2(木)→1/9(木)
	別井				1/3(金)→12/31(火)	1/3(金)→1/10(金)
	緑ヶ丘町		1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)		
	南旭ヶ丘町、宮町	1/1(祝)→12/28(土)	1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)		
	南大伴町、山中田町				1/3(金)→12/31(火)	1/3(金)→1/10(金)
宮甲田町、若松町一丁目	1/1(祝)→12/28(土)					
山手町、龍泉		1/1(祝)→1/8(水)	1/1(祝)→1/8(水)			
横山	1/3(金)→12/30(月)					

**年末年始のごみ・し尿収集日**  
**ごみは年末が12月31日(火)まで**  
**年始は1月4日(土)より通常どおり収集します**

問い合わせ 衛生課  
(内線144～146)

### 年末年始のし尿収集日

※毎月の収集日は、市ウェブサイト(衛生課のページ)に掲載しています。  
 ※収集日は、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

し尿収集地域		し尿収集日	し尿収集地域		し尿収集日
ア・カ行	青葉丘、加太、喜志町五丁目、五軒家	12/27(金)、1/10(金)	ナ・ハ行	中佐備、楠風台、東板持町	1/10(金)
	旭ヶ丘町	1/7(火)		中野町	1/6(月)
	嬉(桜ヶ丘)、彼方	1/13(祝)		中野町西	12/25(水)、1/13(祝)
	嬉(桜ヶ丘除く)	1/11(土)		西板持町(柏木住宅)	1/7(火)
	上佐備、甘南備	1/10(金)		西板持町(柏木住宅除く)	1/7(火)、8(水)
	川面町、喜志町一～四丁目、北大伴町、木戸山町	1/6(月)		錦ヶ丘町、富美ヶ丘町	12/30(月)、1/17(金)
	川向町	1/7(火)		錦織(大字)、錦織南、伏山(聖ヶ丘含む)	12/26(木)、1/15(水)
	喜志新家町	1/8(水)		錦織北	12/26(木)、1/14(火)
	甲田(北甲田含む)	12/26(木)、1/14(火)		錦織中・東(笹原町除く)、伏見堂(青山台)	12/25(水)、1/14(火)
	寿町一丁目	1/6(月)		錦織東(笹原町)、伏見堂(青山台除く)	1/11(土)
サ・タ行	寿町二～四丁目	12/25(水)、30(月)、1/13(祝)、17(金)	平町	12/25(水)、1/9(木)	
	マ・ヤ・ラ・ウ行	西条町、桜井町、通法寺町	1/6(月)	別井	1/6(月)
		桜ヶ丘町	1/8(水)、10(金)	本町	12/27(金)、1/15(水)
		下佐備、廿山	1/10(金)	南大伴町	1/8(水)
		昭和町	12/28(土)、1/16(木)	宮甲田町	12/27(金)、1/15(水)
		新家	12/27(金)、1/15(水)	宮町	12/28(土)、30(月)、1/4(土)
		須賀(大字含む)	12/26(木)、1/15(水)	山中田町	1/7(火)
		谷川町	1/6(月)	横山	1/13(祝)
		常盤町(国道筋)	1/7(火)、8(水)、10(金)	龍泉	1/10(金)
		常盤町(国道筋除く)	1/4(土)	若松町	1/4(土)、6(月)
富田林町		12/28(土)、1/7(火)、16(木)	若松町西	12/25(水)、1/13(祝)	
		藤野ミゼット車収集地区	1/7(火)		
		阪南ミゼット車収集地区	12/27(金)、1/10(金)		

# 市立幼稚園・保育所のあり方について のタウンミーティングで いただいたご意見

## これまでの経過

市立幼稚園の園児減少に対応する施設配置の検討や保育所における待機児童の解消および市立保育所の民営化など、就学前児童につ

いての課題解決に向け、平成30年8月に「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針（素案）」を公表しパブリックコメントを実施しましたが、市立幼稚園廃園に反対するご意見を多数いただいた

ことから、現在、素案をゼロベースで見直すこととされています。これに伴い、令和2年度は例年通り10園で4歳・5歳の園児募集となつていきます。

## タウンミーティングを開催

パブリックコメントの結果を受け、市立幼稚園・保育所の在り方について、新たな方向性をお示しするにあたり、保護者の皆さんおよび地域の皆さんから直接ご意見をお聴きするため、

タウンミーティングを市立幼稚園10園および市役所で開催し、延べ212人にご参加いただきました。

## 今後について

今回のタウンミーティングでお聴きした貴重なご意見（左記参照）を踏まえて、3月末までに今後の方向性をお示しする予定です。

お問い合わせ 教育指導室（内線369）、こども未来室（内線290）

## ご意見の内容

### ◆多かった意見

- ・3年保育（3歳児保育）を実施してほしい。試行でもいいので早く実施してほしい。
- ・市立幼稚園の預かり時間を延長してほしい。
- ・市立幼稚園の給食を各園で提供してほしい。

### ◆その他（一部抜粋）

- ・通いやすいようにバスを運行させてほしい。
- ・現行の10の幼稚園を再生させるのは難しいと思う。市立幼稚園の幼児教育を残していくには拠点を定めて集中させていくことは一つの方法だと思う。
- ・幼児教育・保育の無償化がスタートしているのに、市立幼稚園は3年保育や預かり時間の延長を実施できていないなど、私立幼稚園と比べて差があるのはおかしい。市民が市立か私立を選べるように差をなくしてほしい。
- ・特別な支援が必要な子どもには、市立幼稚園の落ち着いた環境と少人数がいい。市立幼稚園が保育もできる認定こども園だったらいいと思う。
- ・昨年の素案で、令和2年度から3年保育が実施されると思っていたのに、ゼロベースで見直すこととなり、今からでは園選びができない。
- ・市立幼稚園の先生は子ども一人一人を丁寧にみて、素晴らしい教育をしてくれる。
- ・市立幼稚園の良いところのアピール不足。情報をもっと発信すべきである。
- ・夏休み期間以外でも保育室は暑すぎである。子どもの健康面から保育室のエアコンの整備は必要である。
- ・これから幼稚園を考える保護者の意見を最優先してほしい。
- ・3年保育が実施できないのならば、未就園児クラスの充実をお願いしたい。
- ・地域の高齢者と市立幼稚園が連携してお互いに活性化できないか考えてほしい。
- ・4歳児の少ない幼稚園なら、急でも来年（令和2年）の4月から3歳児を受け入れて合同保育をすればいい。
- ・地域別の児童数の推移、各園の職員の構成、人件費などの状況を広く知らせてほしい。
- ・現状の園児数では子どもの将来のことを考えると幼稚園の廃園もやむなしと思う。この状況での存続は人件費の投資が大きすぎる。昨年の素案のままで通せなかったのか。10年先も見据えるべきである。
- ・特別な支援が必要な部分のみを市立の役割とする方法もある。それぞれの小学校区に市立幼稚園を残すのではなく、1、2園に集約してバスで送迎という考えもある。集約してお金をかければいいものができる。
- ・私立幼稚園は音楽や英語などを保育に組み込んでいる。市立幼稚園でも体操など売りになるものを組み込んでほしい。
- ・年次計画（ビジョン、具体的なスケジュール）を示してほしい。

## ご存じですか 宅地建物取引業 人権推進指導員制度

府では、宅地建物取引の場における同和地区への差別や、入居差別などをなくしていくため、業界団体と連携し、「宅地建物取引業人権推進指導員」の養成に取り組んでいます。

本市でも、同指導員制度の運営に協力しています。同指導員がいる宅地建物取引業者は、従業員に対して人権に関する教育や啓発をし、人権意識の高揚に取り組んでいます。

また、事務所にステッカーを掲示しています。  
お問い合わせ 府建築振興課  
（☎06（6941）0351）





# パブリックコメントを実施します

パブリックコメントとは、市の基本的な政策や計画などを立案する過程において、その案を広く公表し、市民の皆さんから寄せられた意見を考慮し、市として意思決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。

今回、意見を募集するのは次のとおりです。

## ①第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画（素案）

子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」の規定により、5年ごとに市町村に策定が義務付けられています。

この計画には、国が示す基本指針に沿って、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する提供体制の確保方策や実施時期について定めることとなっています。

このたび、第1期の計画期間が令和2年3月までとなっていることから、「富田林市子ども・子育て会議」を開催し、地域の実情に応じた「第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間令和2年度～6年度）の素案をまとめました。

## ②富田林市多文化共生推進指針【改定版】（素案）

本市では、平成21年2月に策定した「富田林市多文化共生推進指針」に基づき、さまざまな国籍や文化的ルーツを持つ市民が共に暮らすことのできる、多文化共生のまちづくりを推進してきました。

このたび、現在の多文化共生をめぐる社会情勢の変化に対応し、さらに多文化共生のまちづくりを進めるため、「富田林市多文化共生推進指針【改定版】」の素案をまとめました。

## ③富田林市観光ビジョン（素案）

現在の観光情勢は、インバウンドの拡大や体験型観光などの多様化、個人旅行の拡大など、大きく変化しています。

このたび、その変化に対応した今後の本市観光事業の方向性や在り方を示す「富田林市観光ビジョン」の素案をまとめました。

◇意見などの募集期間 いずれも1月6日(月)～31日(金)

◇素案の閲覧方法 いずれも1月6日(月)～、市役所（情報公開課および①はこども未来室、②は市民協働課、③は商工観光課）、金剛連絡所、中央・金剛図書館、中央・金剛・東公民館、人権文化センター、Topic（きらめき創造館）、すばるホール、レインボーホール（市民会館）、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリーまたは市ウェブサイト（パブリックコメントのページ）でご覧いただけます

◇意見などの提出方法 いずれも1月31日(金)（消印有効）までに、住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファクス、Eメールで①は☎584-8511市役所こども未来室 [FAX(24)8976・Eメールkodomo@city.tondabayashi.lg.jp]、②は☎584-8511市役所市民協働課 [FAX(25)9037・Eメールkyoudou@city.tondabayashi.lg.jp]、③は☎584-8511市役所商工観光課 [FAX(26)2020・Eメールsyoukoukankou@city.tondabayashi.lg.jp] へ

※直接持参も可。電話での受け付けはできません。なお、提出されたご意見は、反映できるように検討させていただきますが、個別に回答できませんのでご了承ください。

問い合わせ ①はこども未来室（内線203）、②は市民協働課（内線473）、③は商工観光課（内線482）

## レインボーバスなどに関するアンケート

本市では、レインボーバスや路線バスなどの公共交通網の在り方を検討するための基礎資料として、アンケートを実施します。

アンケートは市内の鉄道駅周辺および公共施設などで職員が配布しますので、アンケートを受け取られた人は、回答にご協力ください。

問い合わせ 道路交通課（内線416）

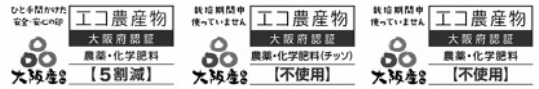
農林業センサス  
にご協力を！

2月1日(土)現在を基準日として、農林業の国勢調査といわれる「2020年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために、5年ごとに実施される大切な調査です。12月中旬より農林業を営んでいる皆さんのところに調査員が伺いしていただきます。調査にご協力をお願いします。調査員が伺いしていただきます。

331）  
問い合わせ 総務課（内線

# 大阪エコ農産物認証制度の申請を受け付け



本市では、府と連携して大阪エコ農産物認証制度を推進しています。

同制度では、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農産物を「大阪エコ農産物」として認証しています。

認証を受けた農産物には、認証マークを出荷容器や包装物、または直接表示することができるため、栽培者は、これを活用して農産物の商品価値を高めることができます。

認証を受けるためには申請が必要で、令和2年1月申請分を1月6日(月)～24日(金)(土・日曜日、祝日は除く)に、農業振興課で受け付けます。

対象となる農作物は、市

内で生産される米、大豆、野菜、果樹、花卉(観賞用植物)の内、府が定める80品目で、1農作物・1区画当たり1㎡以上の栽培面積が必要です。

また、申請日以降に栽培を開始し、令和2年4月1日(水)以降に収穫する農作物が対象となります。

詳しくは、お問い合わせください。

※年に2回申請期間があり、令和2年7月にも申請を受け付けます。

問い合わせ 農業振興課内市エコ農産物推進協議会

(内線445)、南河内農

と緑の総合事務所農の普及

課(☎25)1131

## ボートレースの収益金は市のさまざまな事業に役立てられています

した。

本市を含む府内16市で構成されている「大阪府都市競艇企業団」は昭和27年に設立され、同企業団主催のボートレースを開催しています。

当初は戦災からの復興の財源確保を目的に、大阪狭山市にある狭山池においてボートレースを開催していましたが、干ばつなどのため、昭和31年より現在の大阪市住之江区に移転されま

全てのレースの売上金の内、75%がレースに投票したのちの中者へ払い戻しされます。残りの25%からモーターボート競走法で定められている法定経費やボートレース場の賃借料、人件費などを差し引いた金額が収益金の一部(配分金)として、同企業団の構成市に配分されています。

## 「納税通知書」および「国民健康保険料決定通知書」の送付用封筒に掲載する広告を募集します

本市では、財源の確保に努めるため、同封筒の裏面に掲載する広告を募集します。

封筒使用期間 令和2年4月1日(水)～3年3月31日(水)

広告の規格 縦6号×横8号

封筒の種類・印刷予定枚数・一斉送付時期

### 《納税通知書》

- ①固定資産税用、4万4000枚、5月上旬
  - ②市・府民税用、3万5000枚、6月上旬
  - ③軽自動車税用、3万1000枚、5月上旬
- ※一斉送付時期以外にも、随時使用する場合があります。

※最低申込金額は①4万4000円、②3万5000円、③3万1000円です。広告掲載の基準を満たしており、①②③の順で申込金額が最も高い広告主に決定します。この順で先に決定した者は、他の封筒の広告主にはなれません。ただし、他に申込者がいない場合、この限りではありません。

### 《国民健康保険料決定通知書》

- ①本決定通知書用、1万7000枚、6月中旬
  - ②保険証用、1万7000枚、10月中旬
- ※最低申込金額はいずれも1万7000円です。広告掲載の基準を満たしており、申込金額が最も高い広告主に決定します。

申し込み 納税通知書は課税課(内線110)、国民健康保険料決定通知書は保険年金課(内線150)でそれぞれ配布する封筒広告募集要項をご覧の上、封筒広告掲載申込書に必要事項を記入し、いずれも1月6日(月)～31日(金)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)に、それぞれの課へ(いずれも郵送可、必着)

※要項、申込書は市ウェブサイト(課税課または保険年金課のページ)からそれぞれダウンロードできます。

※広告掲載ができない業種・内容もありますので、詳しくはそれぞれの要項を参照ください。

## 過去5年間の配分金

年度	本市配分金
平成26年度	5623万4704円
平成27年度	3626万8200円
平成28年度	8366万8126円
平成29年度	8857万2554円
平成30年度	1億3774万5712円

その貴重な財源は、教育施設や福祉施設などさまざまな公共施設の整備に充てるための基金への積み立てなどに活用されています。

問い合わせ 商工観光課(内線480)

# 庁舎整備検討市民ワークショップ参加者募集

本市の庁舎は、耐震性能不足や設備の老朽化などさまざまな問題を抱えています。このような課題を踏まえ、災害に強く、人や環境に優しい、経済的な庁舎づくりをめざし、現在、市では庁舎整備基本計画の策定を進めています。

このたび、庁舎整備の検討において、日頃より庁舎を利用される市民の皆さんのご意見をより深く、自由にお聴きする機会として、「庁舎整備検討市民ワークショップ」を実施します。これからの庁舎について考えてみたい人、興味のある

人は、ぜひ同ワークショップにご参加ください。  
とき 1月25日(土)、午前10時

ところ 市消防本部  
対象者 市内在住で18歳以上の  
定員 20人程度

※応募者多数の場合は、午後2時より2回目のワークショップを開催します。  
※申し込みは1月17日(金)まで受け付け。申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。  
問い合わせ 総務課(内線331)

## ぼかし剤購入補助金の申請は1月から2月まで

生ごみ処理機器・ぼかし剤の購入補助金は今年度で交付を終了します

本市では、家庭から出る生ごみを減量化・堆肥化する生ごみぼかしあえ器用のぼかし剤を購入された世帯に補助金を交付しています。

ただし、米ぬかなどの原材料は対象外です。  
同補助金の申請を1月6日(月)から2月28日(金)まで受

け付けます。  
※補助は一世帯につき年間16個まで、令和元年(平成31年)中に購入したぼかし剤が対象です。

対象者 市内に住所を有し、かつ生ごみぼかしあえ器を使用している世帯  
補助金額 ぼかし剤購入価格(消費税などは除く)の

2分の1の額(10円未満は切り捨て)

※購入店のポイントなどを利用し、割り引きを受けた場合は、割り引き後の金額が購入価格となります。

申請に必要なもの ①レシート、領収書または購入店発行の販売証明書(原本)、②振込先と口座番号の分かるもの、③印鑑(認め印)

※申請者、領収書(販売証明書)の氏名と振込先口座名義人は同じ人に限りません。

問い合わせ 衛生課(内線1444~1446)

### Pick up!

#### 介護予防分野における産官学医包括連携協定

11月26日、本市と大阪大谷大学、富田林医師会、アルケア株式会社の4者による同協定が締結されました。今後、地域の介護予防に関する普及啓発や教育・人材育成、事業の開発など、持続可能な地域包括ケアシステムの構築に取り組む予定です。



#### シティセールス推進に係る連携に関する協定

12月9日、ガイドードリンク株式会社と同協定が締結され、市役所1階に自動販売機が設置されました。

設置された自動販売機は、音声による情報発信機能を備え、飲料購入時に音声で市政情報などを発信するとともに、災害発生時には飲料を無償で供給する機能を有するなど、本市の情報発信力・災害対応力の向上に寄与するものです。



#### エスティーシーズ SDGs 推進にかかる包括連携協定

11月11日、(一社)富田林青年会議所と同協定が締結され、「持続可能な開発目標(SDGs)」のマークをあしらったつり革が寄贈されました。

このつり革はレインボーバスに取り付けられ、本市がSDGsを推進し、利用者の皆さんに啓発を進める取り組みとして活用されています。



#### 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定

11月22日、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部と同協定を締結しました。

これにより、災害時に同支部の会員である宅地建物取引業者が保持している民間賃貸住宅の情報や、同取引業者が確認した道路や施設の被害状況の情報などを提供いただくことで、迅速な災害対応が期待されます。





# 校区交流会議通信を 発行しました

本市では、平成29年3月に「第3期地域福祉計画」を作成し、その中で「増進型地域福祉」を基本理念に掲げ、市の重点施策として推進しています。

「増進型地域福祉」とは、「福祉」本来の意味である「幸福」を地域で実現する

ため、地域の理想を描き、その理想の実現に向けて地域住民と専門職などが力を合わせて取り組んでいく「目的実現型」の地域福祉をいいます。

また、そのための取り組みとして、小学校区ごとに、それぞれの地域の課題解決や、理想の実現に向けて取り組む「校区交流会議」を開催しています。

今回、その取り組みや地域ごとの交流の様子を、広く市民の皆さんに知っていただくため「校区交流会議通信」を発行しました。同通信は今月の広報に折り込んでいます他、地域福祉課や社会福祉協議会、市ウェブサイト（地域福祉課のページ）でご覧いただけます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課（内線283）

## 市職員採用資格試験を実施します

### 試験職種と受験資格および採用予定人数

試験職種	受験資格		採用人数
保育士	昭和49年4月2日以降に生まれた人	保育士資格（府地域限定保育士を含む）、幼稚園教諭資格および普通自動車運転免許を取得済みの人、または令和2年3月31日(火)までに取得見込みの人	3人程度
保健師	昭和49年4月2日以降に生まれた人	保健師資格および普通自動車運転免許を取得済みの人、または令和2年3月31日(火)までに取得見込みの人	2人程度

### 第1次試験

試験日 1月26日(日)

試験会場 市消防本部

試験内容 総合適性検査、面接試験（保健師のみ）、実技試験（保育士のみ）

実施要綱などの交付 1月6日(月)～22日(水)（土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分）に、人事課、金剛連絡所で交付

※市ウェブサイト（人事課のページ）からダウンロードもできます。

申し込み 申込書に必要事項を記入し、1月6日(月)～22日(水)（土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分）に、人事課（内線322）へ提出してください（郵送可、1月17日(金)までの消印有効）。

※詳しくは、実施要綱をご覧ください。

## 事業承継を応援します

後継者の育成も考えると、事業承継の準備には、5年、10年掛かるといわれており、早めの準備と計画的な取り組みが必要です。

富田林商工会では、経営指導員による相談を実施しています。詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ 富田林商工会 ☎(25)1101

### 事業承継セミナー

事業承継を円滑に進めるためのノウハウや、事業承継に何が必要なかを認識していただくことを目的として、同セミナーを開催します。

とき 2月5日(水)、午後2時～4時

ところ LICはびきの(羽曳野市軽里一丁目1の1)

対象者 事業の承継を考えている人

定員 60人 参加費 無料

申し込み 1月6日(月)～、富田林商工会 ☎(25)1101 へ（申し込み先着順）

令和元年11月30日付で民生委員・児童委員の任期が満了となり、12月1日付で新しい民生委員・児童委員が選任されました。

子育て、介護、福祉サービスについてなどで、心配事や悩み事を一人で抱えていませんか。

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手です。

## 一斉改選により 新しい民生委員・児童委員が 選任されました

相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。また、民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、秘密は必ず守ります。

気軽に相談ください。

問い合わせ 地域福祉課（内線284）





## 虐待されていた子どもの 母親もDV被害者

問い合わせ 人権政策課 (内線474)

夫婦間で暴力や暴言などがある家庭では、子どもも虐待を受けているケースが多い現状を踏まえ、児童虐待防止とDV(ドメスティック・バイオレンス)の対応に一体的に取り組むことなどを盛り込んだ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」などの改正が4月1日に施行されます。

児童虐待とDVは、両方とも家庭内で起こるものですが、親や養育者が子どもに対して暴力を振るうのが児童虐待、夫婦間の暴力がDVです。児童虐待とDVは加害者を同じくして同時に起こることが多いと指摘されています。家庭内で父親が加害者となって両方の暴力を起こし、子どもが亡くなってしまっている場合、私たちは子どもへの虐待についてだけに注目しがちです。しかし、そこにはDV被害者という母親の立場があります。

### ■DVとは

DVは、夫婦間などで一方が相手を自分の思い通りに支配・コントロールするために使うさまざまな暴力のことをいいます。暴力と聞くと、殴るなどの「身体的暴力」だけを考えがちですが、怒鳴る、馬鹿にする

などの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」などがあります。

加害者は「子どものしつけができていない」など被害者を否定する言葉とともに暴力を振るうことが多く、被害者は「加害者がどう考えるか」を基準に行動するようになります。こうした状態が続くと、暴力から逃げ出そうとするのではなく、暴力を受けられないように自分なりの対処方法ばかりを考えるようになってしまいます。

### ■「どうやってDV被害者になってしまうのか」

女性でも男性でも、この部分が変わりません。「もし自分だったら……」と考えてみてください。

親密な関係性の相手から暴力を受けたとき、被害者は大きく2つの反応をするのではないのでしょうか。

- ①「どうして、私がこんな暴力を受けなくてはいけないのか」と怒り、離れる。
  - ②「私の何が悪く、相手の気に障ったから、こんなひどいことになったのだ。今度から気を付けよう」
- ①のような人は、加害者と関係が切れてしまうため、これ以上DV被害者にはなりません。しかし、多くの人は②の

ように考えるのではないのでしょうか。

ここにDV被害に陥る落とし穴があります。DV加害者といっても、常に暴力を振るっている訳ではありません。暴力が無い時は、傍からは問題があることが分からないほど、通常のコミュニケーションが成立しています。そして暴力は、何かをきっかけに、そのコミュニケーションの延長上に起こります。暴力を振るってくる相手が、親密な間柄の人物であるが故に、被害者は逃げ出す判断が付かず、「自分の何がそうさせたのか?」、また「子どもには両親がそろっている方が良いはず」と考えて、その関係性に踏みとどまってしまうのです。

### ■「母親は子どものために自己犠牲的になるもの」という期待

親という立場は、性差で変わるものではありません。それにもかかわらず、同じことをしても、特に子どもに関しては、父親より母親を強く批判する考えはないのでしょうか。

安心して生活ができない環境にいる女性に対し、「母親なんだから」と子育ての責任を押し付けても問題は

解決しません。大切なのは、困ったことがあるとき、相談できる誰かがいること。責められ、自分だけで対処することを求められるのではなく、手を差し伸べてもらえることです。DVも、子どもへの虐待も決して許されるものではありません。私たち一人一人が安心して助けを求められる社会をつくっていきましょう。

### DV相談窓口

- 府女性相談センター ☎06(6946)7890(365日、24時間対応)
  - 外国人専用電話(For Foreign Residents) ☎06(6949)6181(祝日、年末年始を除く月々金曜日、午前9時～午後5時30分)
  - 市子ども家庭センター ☎(25)2065(祝日、年末年始を除く月々金曜日、午前9時～午後5時45分)
  - 人権政策課(内線474)
- ※その他にも、「女性のための電話相談」などがあります。日程・時間など詳しくは、20ページ「今月の相談」をご覧ください。

